

漁業者が利用可能な支援事業

・持続化給付金 <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html>

前年同月比で売上が50%以上減少している事業者（個人事業者も含む）に対し、法人200万円、個人100万円まで助成。

計算方法：（前年の総売上）－（50%以上売上が減少した月の売上×12）

（例）前年売上1,200万円で、4月の売上が50%以下で50万円の個人事業者

…計算では600万円となるが、上限の100万円

※補正予算成立後1週間程度で受付開始の予定

・雇用調整助成金 <https://www.mhlw.go.jp/content/000620879.pdf>

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（個人事業主含む）が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練、出向を行い、雇用の維持を行ったときに、賃金の一部を助成。

○1か月間の売り上げが5%以上減少していることが要件

○助成率が中小企業は賃金相当額の4/5（大企業は3/4）に引き上げ（拡充期間4/1～6/30）

○助成上限 一人一日あたり8,330円

○解雇等をしなかった場合や教育訓練を実施した場合の加算あり

農林水産関係補正予算 (https://www.maff.go.jp/j/budget/r2hosei.html#main_content)

・漁業収入安定対策事業 <https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r2hosei-12.pdf>

新型コロナウイルス感染拡大の影響による魚価の下落等により収入が減少した漁業者の経営を支えるため、積立ふらすの基金を積み増し。（漁業者と国の積立金の負担割合は1：3で変わりなし）

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者のため、積立ふらすについて

① 漁業者の自己積立金の仮払い ② 契約時の自己積立金の積立猶予 を実施

・水産金融総合対策事業 <https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r2hosei-22.pdf>

5年間無利子、5年間保証料免除、無担保・無保証人にて運転資金の貸し付けを実施。

・水産業労働力確保緊急支援事業 <https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r2hosei-9.pdf>

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、技能実習生等が入国できない状況の中、人手不足を解消し事業の継続を図るため、下記の支援を実施。

1. 人材確保支援

地域の作業経験者等を、人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が雇用する場合、掛かり増し賃金、保険料を支援（1/2）。

2. 遠洋漁業の船員対策事業

遠洋漁船において外国人船員の確保が困難な場合に、現在雇用している外国人船員の継続雇用等に要する掛かり増し経費について業界団体を通じて支援（1/2）。

その他、漁業団体等が使用可能な支援事業

- **国産水産物等販売促進緊急対策** <https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r2hosei-23.pdf>

- ① 在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等が生じている品目（牛肉、果物、林水産物等）について、農林漁業団体等が行う販売促進等（学校給食への提供、ネット販売、デリバリー・テイクアウト等飲食店と連携した新商品開発、直売所等の地域イベントとの連携等）の取り組みを支援。
- ② 品目横断的な取組の企画・立案・実施を支援。

- **特定水産物供給平準化事業** <https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r2hosei-11.pdf>

- (1) 買取資金の助成

輸出の停滞等により需要又は取引価格が下落し、生産面での調整が困難であるなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける水産物を、漁業者団体等が買い取り、保管するために必要な資金を金融機関から借り入れる場合に、金利相当分に対して助成（無利子化）。

- (2) 調整保管等に係る経費助成（1/2）

新型コロナウイルス感染収束後、保管していた水産物を順次放出するまでの期間の調整保管に要する保管料、入出庫料、加工料、運搬料を助成。